

トラック運送における取引環境改善に向け 荷主等への協力依頼を実施

(公社) 広島県トラック協会では、トラック運送における取引環境の改善に向けて、今般の標準貨物自動車運送約款の改正を受け、本改正内容を含めた運賃・料金の収受ルールについて改めて荷主等における理解促進を図るため、県内の荷主団体・荷主企業等に対して、協力を要請する文書・パンフレットを発出するなどの働きかけを実施した。

○ 実施内容

(1) 協力依頼文書の発出【平成29年12月発出】

- ・広島県内の荷主団体・荷主企業（2, 903社）宛に文書・パンフレットを発出

(2) 新聞広告の掲載

- ・地元新聞紙に広告（半5段サイズ）を掲載

（※中国新聞 平成29年12月12日（火）朝刊33面（社会面）掲載広告 ↓）

荷主の皆様へ

**トラック運送業の適正取引推進に
ご理解とご協力ををお願いします。**

平成29年11月4日から、トラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わりました!

標準貨物自動車運送約款^{※1}の改正ポイント
「運賃」と「料金」の区別が明確化されました。

改正前 運賃の範囲が不明確

改正後 運賃が運送の対価であることを明確化

※1 国土交通省が制定するトラック事業者と荷主様の契約書のひな形です。 ※2 その他、横持ち、縦持ち、はい作業が追加されます。

行政、荷主、トラック運送事業者など関係者が一体となって、取引環境と労働時間の改善に向けた取り組みを推進しています。

公益社団法人 広島県トラック協会

荷主団体・荷主企業の皆様へ

トラック運送業の適正取引推進に向けたお願ひ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に対し格別のご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業者は、国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力を重ねております。

しかしながら、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業の要請等による長時間労働の発生などトラックドライバーの労働環境は厳しい状況にあるとともに、道路貨物運送業の賃金水準は、他産業に比べ低い水準となっており、トラックドライバー不足の要因となっているところです。

このままでは、我が国経済のライフラインとしての機能を維持できなくなる恐れがあることから、平成27年度から、行政、荷主、トラック運送事業者など関係者が一体となって、取引環境と労働時間の改善に向けた取り組みを推進しています。

これを受け、**今般、国土交通省において、荷主の皆様とトラック事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな形**となっている「標準貨物自動車運送約款」(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正し、運賃と料金の区別が明確化され、運賃とは別建てで料金を收受するための環境整備が図られたところです。

つきましては、今後も引き続き安定的な輸送サービスをご提供させていただくため、荷主の皆様にも、今般の「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の收受ルールについてご理解いただき、運賃とは別建てで料金を設定していただくようお願いをする次第でございます。

まことに心苦しいお願いではございますが、私どもトラック運送事業者の取引条件の改善について是非ともご勘案いただき、ご理解、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

平成29年12月

公益社団法人 広島県トラック協会

会長 小丸成洋

